

## 金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

令和 1 年 5 月 15 日  
丹波ひかみ農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の組合員・利用者の皆さまに対して、必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでいます。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という)は終了しましたが、引き続き金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

### 1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化に係る基本的方針」を、理事会にて以下のとおり制定しております。

#### 金融円滑化に係る基本的方針 (概要)

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
- 2 組合員・利用者の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 新規のご融資・お借入条件の変更等について、関係する他の金融機関等との連携
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、平成 22 年 2 月 1 日に公表し、平成 25 年 4 月 1 日及び平成 31 年 3 月 11 日に改正しております。

### 2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

(1) 組合長以下、関係役員、コンプライアンス統括室長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議しております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告しております。

(2) 専務理事を「金融円滑化管理責任者」、総務部(融資管理課)を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化に係る対応状況を把握しております。

(3) 本支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化に係る対応状況を把握し、総務部へ報告しております。

(4) 各支店等では、金融円滑化に係る取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存しております。

### 3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1) 組合員・利用者からの金融円滑化に係るご相談の窓口を支店等に設置してまいります。

(2) 組合員・利用者からの当組合の金融円滑化に係る措置に対する苦情については、本店コンプライアンス課に受付窓口を設置しております。また、各支店等で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続に従って、速やかに総務部に連絡をし、総務部と各支店等が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

### 4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

(1) 金融円滑化責任部署を中心に、借入条件の変更等を行った組合員・利用者の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言等を行う等、組合員・利用者への支援について真摯に取り組みます。

(2) 農業関連のご相談に関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。

(3) 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

### 5 貸付条件の変更等の実施状況

別紙の通り

(別紙1)

○買付の条件の変更の申込みを受けた買付債の数

【買付が中小企業者である場合】

買付の条件の変更の申込みを受けた買付債の数	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		平成32年 各年度 合計
	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	
5. 買付に係る買付債の数	61	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
5. 買付に係る買付債の数	57	57	55	56	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
5. 買付に係る買付債の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5. 買付に係る買付債の数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 買付に係る買付債の数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

(単位:円)

(別紙2)

○買付の条件の変更の申込みを受けた買付債の数

【買付が住宅ローン借入者である場合】

買付の条件の変更の申込みを受けた買付債の数	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		平成32年 各年度 合計
	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	
買付の条件の変更の申込みを受けた買付債の数	21	23	25	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
5. 買付に係る買付債の数	21	21	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
5. 買付に係る買付債の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 買付に係る買付債の数	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5. 買付に係る買付債の数	0	1	0	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

(単位:円)